# 第７章　第５章及び第６章の意見についての事業者の見解

# 第 7 章　第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解

## 7.1　環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 5 章に示した調査計画書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1(1)　環境保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解 (1/2)

| 環境保全の見地からの意見を有する者の意見 | | 事業者の見解 |
|---|---|---|
| 1　事業計画について<br>(1)工事計画等 | 1)工場敷地・新設道路などは雨水の浸透に配慮し地下水涵養策を講じ、雨水排水は下流の水量に配慮し、適量に管理して排水すること。 | 地下水涵養の観点から地下水浸透施設の設置を検討します。また、調整池貯留後の雨水は、現況水路に排水する計画としています。 |
| | 2)渇水期等において大谷川及び太田ヶ谷沼の水量が減少している状況を踏まえて、水量を確保する観点から、跡地内整備における雨水対策等については、地下浸透式舗装などによる地下水の確保及び現況水路への放流により、大谷川及び太田ヶ谷沼の水量を確保するための対策を講じていただきたい。 | 地下水涵養の観点から地下水浸透施設の設置を検討します。また、調整池貯留後の雨水は、現況水路に排水する計画としています。 |
| | 3)農業大学校施設解体工事に際して、大型工事交通の生活道路への通行が多数確認されている。特に太田ケ谷地区や三ツ木地区の生活道路は、歩道等が整備されている箇所が少なく、また、通学路もあることから、今後の造成工事の車両や進出企業関連車両については、太田ヶ谷地区、三ツ木地区等周辺地区の生活道路への進入が極力生じないよう、車両通行計画の策定及び運搬業者への指導の徹底を願いたい。 | 造成工事の車両については、太田ヶ谷地区、三ツ木地区等周辺地区の生活道路へ進入しないよう、指導の徹底に努めます。また、進出企業関連車両についても、進出企業に対して、啓発に努めます。 |
| | 4)自然の保全エリアの表土は、そのまま残し、外部から土砂を持ち込まないこと。 | 自然の保全エリアとする中央の樹林地については、土砂を持ち込まない計画としています。 |
| 2 調査、予測及び評価について<br>(1) 騒音・振動 | 道路交通騒音・振動、交通量等調査地点について、太田ヶ谷地区農村センター前交差点と三ツ木地区カインズ北側交差点を調査箇所に追加していただき、調査箇所③を、鶴ヶ島南中学校南側交差点に変更していただきたい。 | 道路交通騒音等の調査地点は、工事用車両の運行ルートを想定した上、地形・地物の状況並びに学校、病院、住宅等の分布状況を考慮し、選定しています。 |
| (2) 水　象 | 敷地内の工作物の撤去とともに湧水が涸れた原因を調べ、地下水の現状を綿密に調査し、湧き水の復活のための具体的な対策を講じること。 | 敷地内の湧水の枯渇は、降水量が少ないことが要因と考えられます。本事業では地下水涵養の観点から地下浸透施設の設置を検討します。 |
| (3) 動　物 | 1)新たな道路建設で、ロードキルが起こることを防ぐため、ホンドキツネやタヌキ等の動物の生息状況を調査すること。 | 哺乳類（ホンドキツネやタヌキ等）の移動経路の分断等による影響の程度を把握するため、生息状況を調査します。 |
| | 2)猛禽類の生息状況と狩場等の調査を実施すること。 | 対象事業実施区域及びその周辺にて、狩場等を含め生息状況を調査します。 |
| | 3)既設貯水池の湧水状況を調査し、魚類の生息調査で、在来種のタナゴの生息の有無を調べること。 | 既設貯水池の流出付近にて、流量を調査します。また、魚類の生息状況を調査します。 |

表 7.1-1(2)　環境保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解 (2/2)

| 環境保全の見地からの意見を有する者の意見 | | 事業者の見解 |
|---|---|---|
| 3 その他 | 1)緑地、公園等公共用地の管理については、継続的な管理が行き届くように、引き続いての県の管理も含め、地元地域の負担増に繋がらないよう検討願いたい。 | 緑地、公園等の公共用地は、鶴ヶ島市の管理に属することになります。管理面に配慮した整備を鶴ヶ島市と検討します。 |
| | 2)周辺地域の生活環境及び景観を出来るだけ保全していく観点から、産業用地内における緩衝緑地については、法令に基づいて、将来にわたって緩衝緑地が確保・維持されるよう対策を講じていただきたい。 | 緩衝緑地の確保・維持については、地区計画に定める予定です。 |

## 7.2　知事の意見と事業者の見解

第 6 章に示した調査計画書についての埼玉県知事からの意見と事業者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1　知事意見と事業者の見解

| 知事意見 | | 事業者の見解 |
|---|---|---|
| 1　事業計画について<br>(1)　全般的事項 | 1)　事業計画の策定に当たっては､平成 22 年度に県が実施した戦略的環境影響評価を尊重すること。また、関係機関と協議の上、各種行政計画との整合を図ること。 | 事業計画の策定に当たっては、戦略的環境影響評価において最も環境に配慮した案を基本としている。また、関係機関と協議の上、各種行政計画と整合を図っている。 |
| | 2)　事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。 | 土地利用計画の策定に当たっては、水路や緑地の保全に可能な限り配慮した計画としている。<br>造成工事における､環境負荷低減の観点から､環境配慮型機械の選定や工事車両の集中を考慮した効率的な工程管理に努める。 |
| 2 調査､予測及び評価について<br>(1)　全般的事項 | 調査計画書では、立地予定企業の業種を製造業、研究開発施設としているが、立地予定企業の事業内容については、できる限り具体的に想定した上で調査、予測及び評価を行うこと。 | 立地予定企業の業種は未定であるため、地区計画において立地可能で環境負荷の大きい業種を想定し予測・評価を行う。 |
| (2) 土　壌 | 計画地の土地利用の状況において、農業大学校跡地という現況に鑑みて地歴調査を行い、土壌汚染のおそれがある場合は、その地点において土壌に係る有害項目を追加し、調査すること。 | 計画地は、既存建築物等の解体工事時に土壌汚染対策法に基づく土壌調査において地歴調査や聞き取りが行われており、土壌汚染はないことが確認されている。 |
| (3)　動物、植物、生態系 | 戦略的環境影響評価実施時における調査結果とあわせて、農業大学校関係者から聞き取りを行い、農業大学校閉校以前に計画地に存在した可能性のある動物及び植物を把握した上で調査、予測及び評価を行うこと。 | 農業大学校及び農業技術研究センターの農業大学校関係者への聞き取りを実施し、計画地内に存在していた動植物を確認した。<br>現地調査結果と併せ、予測・評価を行う。 |
| 3　環境保全措置について<br>(1) 水　象 | 計画地内に遊水池や水路が存在することから、事業の実施による計画地内及び周辺地域の水象への影響に配慮し、地下水の涵養及び湧水の保全に努めること。 | 地下水の涵養の観点から、地下水浸透施設の設置を検討する。 |
| (2)　動物、植物､生態系 | 計画地内には雑木林、遊水池及び水路が存在し、多様な動物や植物が生息している可能性が高い。<br>動物及び植物に関する調査、予測及び評価結果を踏まえ、生態系に配慮した緑地計画と植生管理を事業計画に組み入れ、雑木林を中心とした自然環境の保全に努めること。 | 土地利用計画において、約 40%の環境施設（緑地、公園等）を確保している。<br>緑地は既存樹林も極力保全することとしており、従前の自然環境が保全されるよう配慮している。 |
| (3)　埋蔵文化財 | 計画地の北端部には神明遺跡があり、湧水の存在など計画地の地形等を考慮すると遺跡以外の場所にも埋蔵文化財が存在する可能性が高い。関係機関と協議の上、調査を行い、埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。 | 埼玉県教育局と協議の上、計画地内の試掘調査が完了し、工事着手が可能である旨の回答を得ている。<br>なお、工事中に新たに埋蔵文化財が発見された場合には、直ちに協議を行うこととする。 |